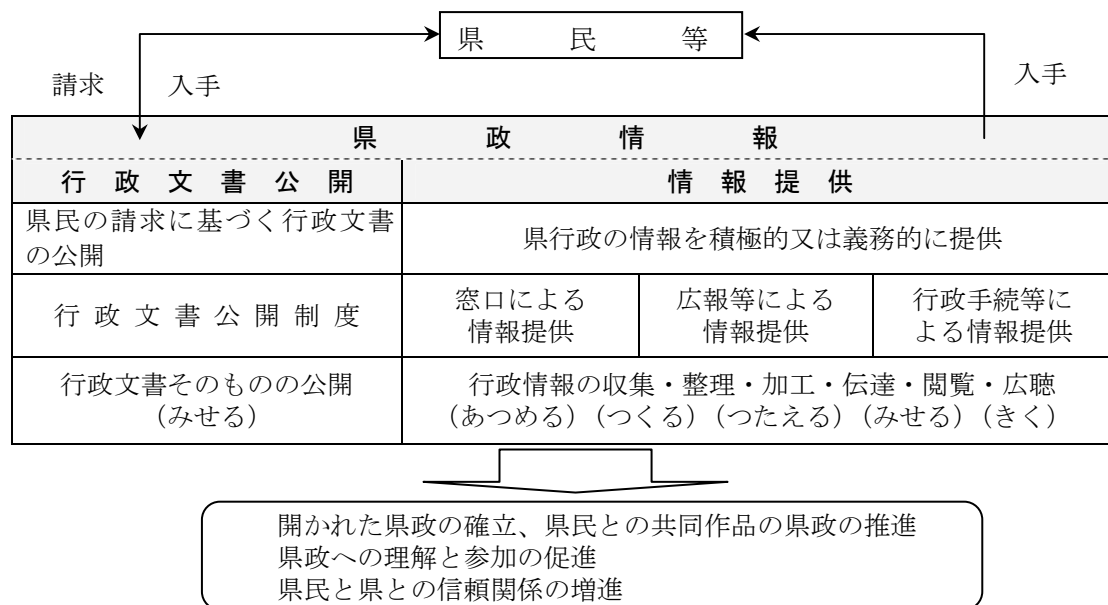


I 制度のあらまし

1 制度のしくみ

県政に対する県民の皆様の理解を深めていただくとともに、県民の皆様と県との信頼関係を一層増進するために、昭和 58 年度から行政文書公開制度と情報提供を車の両輪とした「情報公開制度」を実施しています。県は、この「情報公開制度」を柱として、より一層開かれた県政の推進に努めています。



2 行政文書公開制度の内容

行政文書公開制度は、神奈川県情報公開条例に基づき行われています。条例の概要は次のとおりです。

(1) 制度の目的と基本的な考え方

民主的な開かれた社会を実現するためには、行政のもつ情報が広く県民に公開される必要があります。行政に対する県民の「知る権利」を保障し、行政に「原則公開」を義務づけるのが行政文書公開制度の基本的な考え方です。

この条例では、県民主体の県政を確立する上において、県民の知る権利を尊重し、県政を県民に説明する責務が全うされるようにすることが重要であることにかんがみ、行政文書の公開を請求する権利を明らかにし、それによって県政への県民の理解を深め、県民と県との信頼関係を一層増進することを目的としています（条例第1条）。

このため、「原則公開」の精神に立って、非公開とする行政文書は必要最小限にとどめます。また逆に、個人の秘密、個人の私生活など個人のプライバシーがみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をします（条例第2条）。

(2) 公開請求の対象

ア 対象となる行政文書の範囲

制度の対象となる行政文書は、県の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、電磁的記録で、県が現に保管、保存しているものです（ただし、文書などの作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録で県が定めるものは除きます。）。制度発足後に作成、取得した行政文書が対象になりますが、30年保存の重要な行政文書は、制度実施前のものも対象になります。

イ 公開請求ができる県の機関

県のすべての実施機関（次の13機関）及び県が設立した地方独立行政法人が管理している行政文書を公開請求することができます（条例第3条）。

知事、議会、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会

(3) 公開請求ができる人

「何人も」公開請求できます（条例第4条）。

(4) 非公開とすることができる情報

この制度は「原則公開」を基本とする一方、個人に関する情報など7項目の非公開とする情報が定められています（条例第5条）。

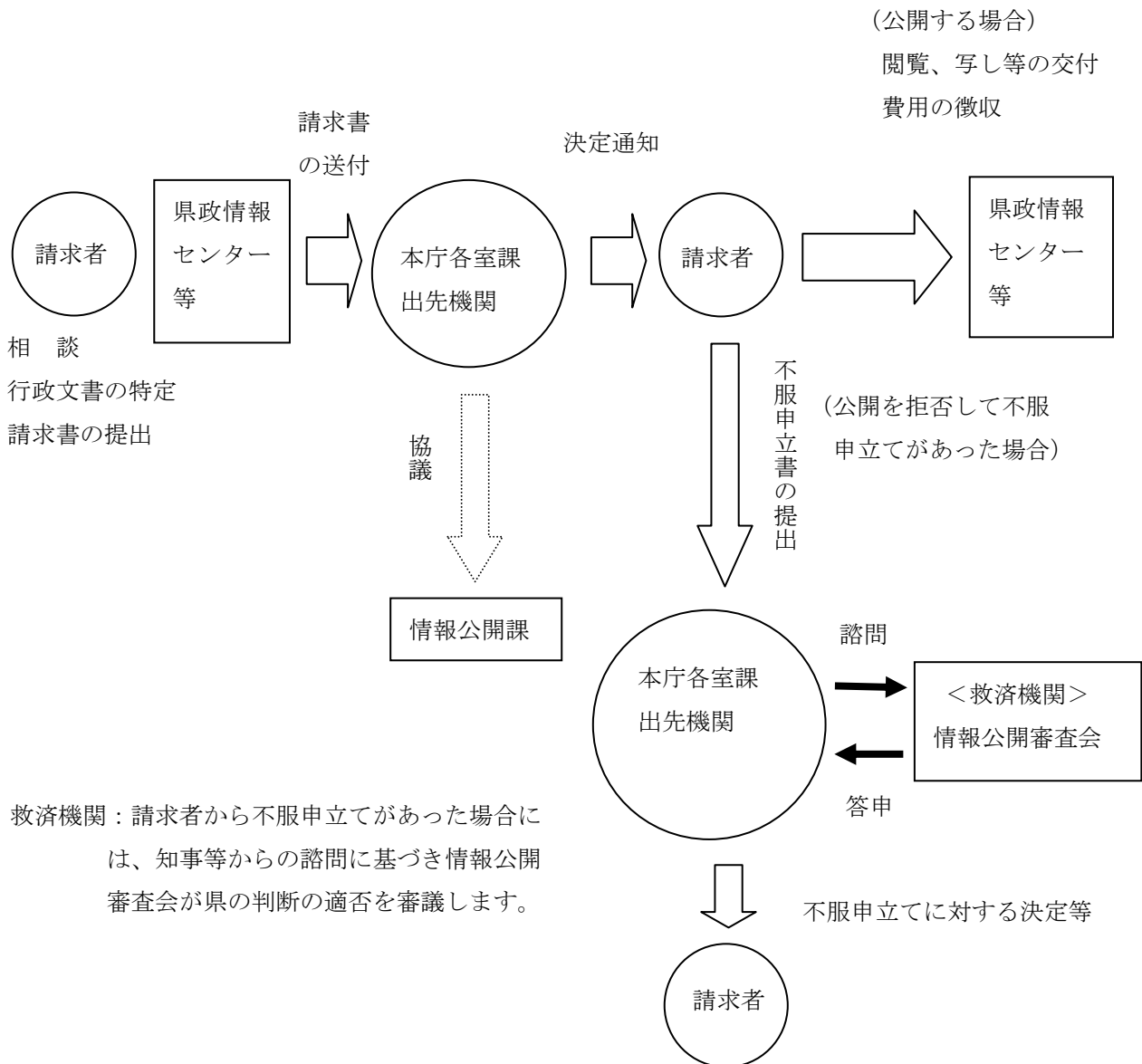
この7項目のいずれか一つに該当する行政文書は原則として非公開となりますが、この場合も非公開部分を容易に分離でき、しかも、残りの部分だけでも公開することが請求の趣旨に沿う場合は、一部公開します（条例第6条）。

また、行政文書によっては、文書が存在しているかどうかを答えることができない場合もあります（条例第8条）。

(5) この制度を利用される人の責務

この制度によって情報を得た人は、条例の目的に即しその情報を適正に使用しなければなりません（条例第28条）。

(6) 行政文書の公開請求手続の流れ



救済機関：請求者から不服申立てがあった場合には、知事等からの諮問に基づき情報公開審査会が県の判断の適否を審議します。

※ 知事以外の実施機関の場合は、別の例による。

3 情報提供の内容

(1) 情報提供の目的

県民に開かれた行政を展開していくには、県民との県政情報の共有を一層推進することが重要です。そのためには行政文書公開制度と相互に補完し合う関係にある情報提供（情報の公表、情報の提供等）の拡充を図っていく必要があります。

(2) 県民の求めに応じた情報提供制度（条例第 23 条）

平成 22 年 6 月 1 日より、公開請求によらなくとも、県民の求めに応じ、迅速かつ簡易な手続きにより、次に掲げる行政文書を情報提供できる「県民の求めに応じた情報提供」制度を開始しました。

- ① 過去に公開請求があり全部を公開した行政文書で、求めを受けた時点においても明らかに判断が変わらない行政文書
- ② 既に公表されている情報のみが記載されている行政文書
- ③ その他条例第 5 条各号に規定する非公開情報が含まれていないことが明らかな行政文書

(3) 県政情報の公表（条例第 22 条）

実施機関は、県民が公開請求することなく、県政に関する主要な情報（県の政策の基本的な方向を総合的に示す計画、予算編成の方針、予算の内容等）を公表しなければならないとされています。

4 県政情報センター及び地域県政情報コーナーにおける情報提供

(1) 県政情報センター及び地域県政情報コーナー

県政情報センターは、県民への情報提供、行政文書の公開並びに個人情報の保護の窓口として設置されています。

また、県民への情報提供の窓口として横浜及び川崎に地域県政情報コーナーが、県民への情報提供及び行政文書の公開並びに個人情報の保護の窓口として地域県政総合センターに地域県政情報コーナーが設置されています。

(2) 県政情報センターにおける情報提供

ア 行政資料等の提供

各所属が収集、作成した行政資料の貸出、閲覧及び情報公表の場として、公開決定情報等の提供を行っています。

また、各所属作成の行政資料を各地域県政情報コーナー等 13 機関に発送するほか、県と市町村（28 市町村）との行政資料の交流を実施しています。

イ パンフレット等の配架等

パンフレット類（行事案内、各種募集要項等）を新庁舎及び第二分庁舎のパンフレットコーナーに配架するほか、月 3 回・34 施設に発送しています。

ウ 展示コーナーによる情報提供

庁舎内のパネル展示板を利用し、県の重点事業や施策の紹介及び試験合格者番号を掲示しています。

エ 県刊行物の有償頒布

県が発行する刊行物の中から、統計書、白書などを7書店に委託し、販売しています。

オ 航空写真の提供

県の所有する県内全域航空写真（昭和29年度版～平成8年度版 20,184枚）の複製申込みの受け付けを行っています。

カ インターネット情報端末の設置

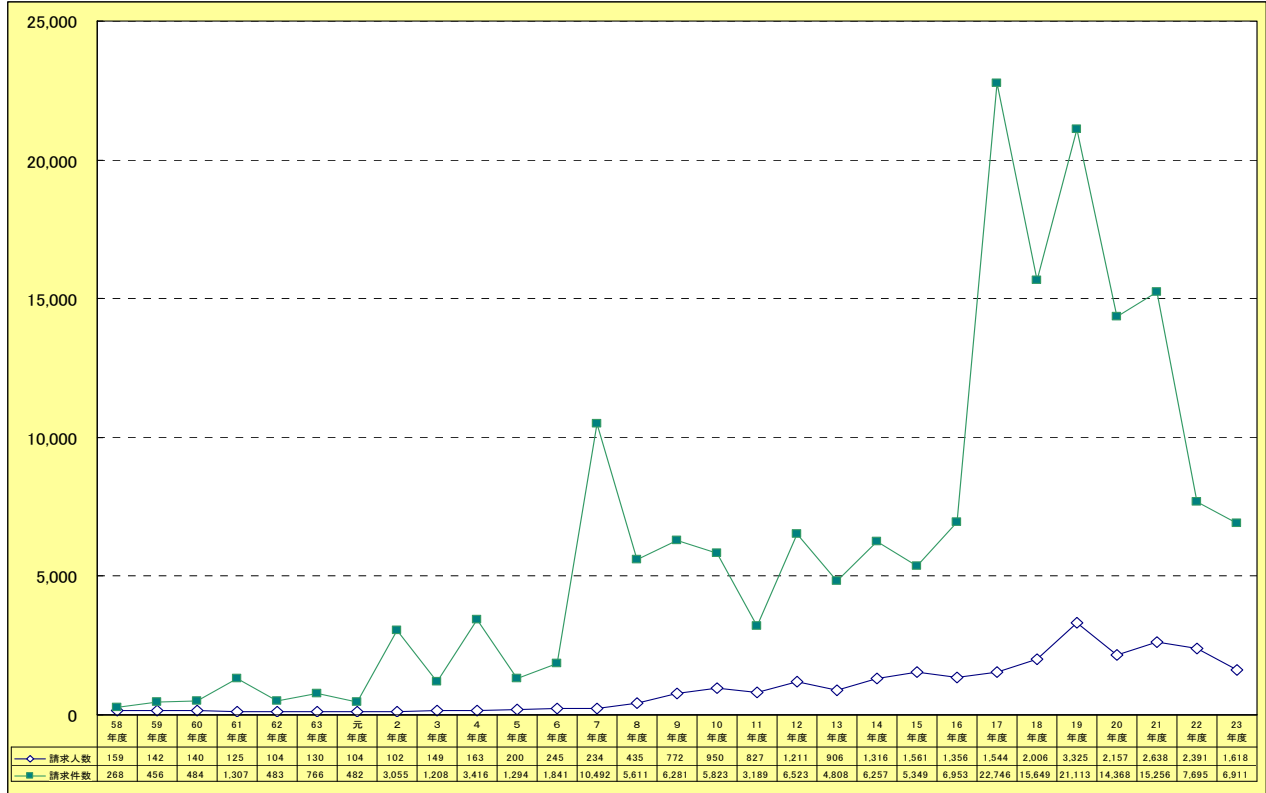
県政情報センターや各地域県政情報コーナー等計13施設にインターネット情報端末を設置し、国、都道府県、市町村のホームページの閲覧に供しています。

II 運用状況

1 概要

平成 23 年度は、行政文書公開の請求件数（請求対象文書件数）が前年度よりも減少し、6,911 件でした（表－1）。

（表－1）行政文書公開請求の年度別状況



2 行政文書公開請求の状況

(1) 請求者、請求件数、請求内容

平成 23 年度の請求者数は 1,618 人（前年比 773 人減）、請求件数については 6,911 件（前年比 784 件減）と、昨年度に続き減少しました。請求件数の多い主な行政文書は（表－2）のとおりです。

（表－2）請求件数の多い行政文書（上位 10 項目）

| 23 年度 | 22 年度 |
|----------------------------|--------------------------|
| ①医療法人の財務関係書類（2,477 件） | ①医療法人の財務関係書類（1,510 件） |
| ②県知事発注工事の設計書等（561 件） | ②県知事発注工事の設計書等（991 件） |
| ③検定遊技機の公示簿（333 件） | ③社会福祉法人の財務関係書類（485 件） |
| ④社会福祉法人の財務関係書類（308 件） | ④職業技術校等の入校選考問題、解答（401 件） |
| ⑤学校法人の財務関係書類（291 件） | ⑤学校法人の財務関係書類（261 件） |
| ⑥古物に関する文書（232 件） | ⑥警察職員の人事に関する文書（248 件） |
| ⑦公用車の運転日誌（203 件） | ⑦特定地に係る用地図、平面図等（227 件） |
| ⑧政治資金収支報告書に添付された領収書（150 件） | ⑧企業庁発注工事の設計書等（205 件） |
| ⑨急傾斜地に係る図面等（146 件） | ⑨交番・駐在所に係る広報紙（188 件） |
| ⑩犯罪統計（135 件） | ⑩飲食店の名称、所在地等（181 件） |

行政文書公開請求を情報分野別にみると、保健衛生の 3,129 件、次いで防災・防犯の 1,281 件、都市基盤 856 件、教育の 519 件の順となっています（表－3）。

情報分野別の主な行政文書は（表－４）のとおりです。

（表－３）行政文書公開請求件数の年度別分野別内訳

（単位：件）

| 情報分野 | 58～18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 計 |
|----------|---------|--------|--------|--------|-------|-------|---------|
| 人口 | 1 | — | — | — | — | — | 1 |
| 土地・自然 | 178 | 1 | — | 111 | 200 | 8 | 498 |
| 資源・エネルギー | 124 | — | — | — | — | — | 124 |
| 保健衛生 | 8,628 | 571 | 532 | 2,604 | 2,088 | 3,129 | 17,552 |
| 社会福祉 | 1,623 | 99 | 104 | 454 | 554 | 386 | 3,220 |
| 雇用 | 222 | — | — | 164 | 401 | 89 | 876 |
| 消費生活 | 61 | 10 | 118 | 6 | — | 2 | 197 |
| 教育 | 22,059 | 2,005 | 798 | 556 | 472 | 519 | 26,409 |
| 文化 | 454 | 33 | 78 | 16 | 8 | 3 | 592 |
| 防災・防犯 | 8,088 | 4,404 | 2,608 | 722 | 1,220 | 1,281 | 18,323 |
| 都市基盤 | 29,108 | 6,253 | 7,034 | 8,516 | 1,999 | 856 | 53,766 |
| 交通・運輸 | 2,814 | 103 | — | — | — | — | 2,917 |
| 環境 | 5,337 | 201 | 102 | 72 | 211 | 78 | 6,001 |
| 産業 | 2,001 | 289 | 183 | 129 | 147 | 188 | 2,937 |
| 行政一般 | 34,043 | 7,144 | 2,811 | 1,906 | 395 | 372 | 46,671 |
| 計 | 114,741 | 21,113 | 14,368 | 15,256 | 7,695 | 6,911 | 180,084 |

（表－４）分野別行政文書公開請求の内容

（単位：件）

| 情報分野 | 件数 | 主な請求対象行政文書の内容と件数 |
|-------|-------|--|
| 土地・自然 | 8 | 県知事発注工事の設計書等(5) |
| 保健衛生 | 3,129 | 医療法人の財務関係書類(2,477)、飲食店の名称、所在地等(114) |
| 社会福祉 | 386 | 社会福祉法人等の財務関係書類(308) |
| 雇用 | 89 | 職業訓練校等の入校選考問題・解答(85) |
| 消費生活 | 2 | 指導記録に係る文書(2) |
| 教育 | 519 | 学校法人の財務関係書類(291)、職員の人事に関する文書(63)、教員採用試験問題・解答(41) |
| 文化 | 3 | 公益財団法人の移行認定申請書類(3) |
| 防災・防犯 | 1,281 | 検定遊技機の公示簿(333)、古物に関する文書(232)、公用車の運転日誌(203)、犯罪統計(135) |
| 都市基盤 | 856 | 県知事等発注工事の設計書等(420)、急傾斜地に係る図面等(146)、特定地に係る用地図、平面図等(102) |
| 環境 | 78 | 産業廃棄物処理事業・施設関係文書(21)、特定事業に関する打ち合わせ記録等(14)、モニタリングに関する文書(12) |
| 産業 | 188 | 県知事発注工事の設計書等(88)、大規模小売店舗立地法に基づく届出書(70) |
| 行政一般 | 372 | 政治資金収支報告書に添付された領収書(150)、青少年育成に関する資料等(55) |
| 合計 | 6,911 | |

実施機関（又は部局）別にみると、保健福祉局の3,503件が最も多く、次いで警察本部長の1,273件、県土整備局の834件、県民局400件の順となっています（表－5）。部局別の主な行政文書の内容と件数は（表－6）のとおりです。

（表－5）行政文書公開請求件数の年度別・実施機関／部局別内訳 （単位：件）

| 部局名 | 58-10 年度 | H11 改変後 部局名 | 11-16 年度 | H17 改変後 部局名 | 17-18 年度 | H19 改変後 部局名 | 19 年度 | H20 改変後 部局名 | 20-21 年度 | H22 改変後 部局名 | 22 年度 | 23 年度 |
|----------------|-------------|----------------|-------------|----------------|-------------|----------------|----------|----------------|-------------|----------------|----------|----------|
| | | | | | | | | 知事室 | 11 | 知事室 | 2 | 0 |
| 企画部 | 705 | 企画部 | 688 | 企画部 | 223 | 企画部 | 1,405 | 政策部 | 257 | 政策局 | 43 | 33 |
| 総務部 | 3,272 | 総務部 | 1,108 | 総務部 | 188 | 総務部 | 1,785 | 総務部 | 384 | 総務局 | 22 | 35 |
| | | 防災局 | 83 | 安全防災局 | 49 | 安全防災局 | 40 | 安全防災局 | 30 | 安全防災局 | 11 | 5 |
| 県民部 | 2,695 | 県民部 | 1,919 | 県民部 | 1,001 | 県民部 | 1,627 | 県民部 | 958 | 県民局 | 315 | 400 |
| 環境部 | 1,681 | 環境農政部 | 2,185 | 環境農政部 | 793 | 環境農政部 | 255 | 環境農政部 | 330 | 環境農政局 | 124 | 66 |
| 福祉部 | 1,562 | 福祉部 | 1,111 | 保健福祉部 | 1,597 | 保健福祉部 | 694 | 保健福祉部 | 30627 | 保健福祉局 | 2,639 | 3503 |
| 労働部 | 28 | 商工労働部 | 304 | 商工労働部 | 233 | 商工労働部 | 172 | 商工労働部 | 270 | 商工労働局 | 433 | 174 |
| 衛生部 | 6,749 | 衛生部 | 2,813 | | | | | | | | | |
| 農政部 | 793 | | | | | | | | | | | |
| 商工部 | 1,509 | | | | | | | | | | | |
| 土木部 | 14,626 | 県土整備部 | 4,461 | 県土整備部 | 14,003 | 県土整備部 | 6,005 | 県土整備部 | 15,403 | 県土整備局 | 1,788 | 834 |
| 都市部 | 2,461 | | | | | | | | | | | |
| 渉外部 | 106 | | | | | | | | | | | |
| 国体局 | 134 | | | | | | | | | | | |
| 出納局 | 167 | 出納局 | 28 | 出納局 | 9 | 会計局 | 3 | 会計局 | 9 | 会計局 | 3 | 4 |
| 地区行政 センター | 917 | 地区行政 センター等 | 1,066 | 地域県政 総合C等 | 395 | 地域県政 総合C等 | 303 | 地域県政 総合C等 | 326 | 地域県政 総合C等 | 417 | 119 |
| 知事部局計 | 37,405 | 知事部局計 | 15,766 | 知事部局計 | 18,491 | 知事部局計 | 12,289 | 知事部局計 | 21,605 | 知事部局計 | 5,797 | 5,173 |
| 公営企業 管理者 | 697 | 公営企業 管理者 | 144 | 公営企業 管理者 | 202 | 公営企業 管理者 | 242 | 公営企業 管理者 | 392 | 公営企業 管理者 | 207 | 23 |
| | | | | 病院事業 管理者 | 159 | 病院事業 管理者 | 3 | 病院事業 管理者 | 62 | 病院機構 | 26 | 14 |
| 議 会 | 2,325 | 議 会 | 923 | 議 会 | 135 | 議 会 | 58 | 議 会 | 260 | 議 会 | 34 | 9 |
| 教育委員会 | 2,100 | 教育委員会 | 10,203 | 教育委員会 | 11,476 | 教育委員会 | 1,434 | 教育委員会 | 821 | 教育委員会 | 203 | 212 |
| 人事委員会 | 33 | 人事委員会 | 38 | 人事委員会 | 13 | 人事委員会 | 22 | 人事委員会 | 35 | 人事委員会 | 5 | 10 |
| 監査委員 | 581 | 監査委員 | 225 | 監査委員 | 20 | 監査委員 | 12 | 監査委員 | 8 | 監査委員 | 6 | - |
| 地方労働 委員会 | - | 労働委員会 | 14 | 労働委員会 | 2 | 労働委員会 | - | 労働委員会 | - | 労働委員会 | - | - |
| 選挙管理 委員会 | 124 | 選挙管理 委員会 | 844 | 選挙管理 委員会 | 770 | 選挙管理 委員会 | 2,445 | 選挙管理 委員会 | 3,121 | 選挙管理 委員会 | 203 | 175 |
| 収用委員会 | 2 | 収用委員会 | 40 | 収用委員会 | 10 | 収用委員会 | 1 | 収用委員会 | 1 | 収用委員会 | 2 | 16 |
| 海区漁業 調整委員会 | - | 海区漁業 調整委員会 | 10 | 海区漁業 調整委員会 | - | 海区漁業 調整委員会 | - | 海区漁業 調整委員会 | - | 海区漁業 調整委員会 | - | - |
| 内水面漁場 管理委員会 | - | 内水面漁場 管理委員会 | 12 | 内水面漁場 管理委員会 | - | 内水面漁場 管理委員会 | - | 内水面漁場 管理委員会 | - | 内水面漁場 管理委員会 | - | - |
| 公安委員会 | - | 公安委員会 | 259 | 公安委員会 | 23 | 公安委員会 | - | 公安委員会 | - | 公安委員会 | - | 6 |
| 警察本部長 | - | 警察本部長 | 4,601 | 警察本部長 | 7,094 | 警察本部長 | 4,607 | 警察本部長 | 3,316 | 警察本部長 | 1,212 | 1,273 |
| その他計 | 5,862 | その他計 | 17,313 | その他計 | 19,904 | その他計 | 8,824 | その他計 | 8,019 | その他計 | 1,898 | 1,738 |
| 合 計 | 43,267 | 合 計 | 33,079 | 合 計 | 38,395 | 合 計 | 21,113 | 合 計 | 29,624 | 合 計 | 7,695 | 6,911 |

(表-6) 実施機関／部局別行政文書公開請求の内容

(単位：件)

| 部局名 | 件数 | 主な請求対象行政文書の内容と件数 |
|-----------------|-------|---|
| 知事室 | 0 | |
| 政策局 | 33 | 県債現在高に係る文書(17)、法人設立届出書(10) |
| 総務局 | 35 | ホームページアップロードに係る起案等(10)、騒音に関する文書(7) |
| 安全防災局 | 5 | 事業者名簿等(3) |
| 県民局 | 400 | 学校法人の財務関係書類(291) |
| 環境農政局 | 66 | 県知事発注工事の設計書等(29)、産業廃棄物処理事業・施設関係文書(14) |
| 保健福祉局 | 3,503 | 医療法人の財務関係書類(2477)、社会福祉法人の財務関係書類(308) |
| 商工労働局 | 174 | 職業訓練校等の入校選考問題・解答(85)、大規模小売店舗立地法に基づく届出書(70) |
| 県土整備局 | 834 | 県知事発注工事の設計書等(404)、急傾斜地に係る図面等(146)、特定地に係る用地図、平面図等(100) |
| 会計局 | 4 | 経常物品仕様書等(4) |
| 地域県政 総合センター等 | 119 | 県知事発注工事の設計書等(64) |
| 知事部局計 | 5,173 | |
| 公営企業管理者 | 23 | 企業庁発注工事の設計書等(17) |
| 病院機構 | 14 | 報告書、会議資料等(7) |
| 議会 | 9 | 政務調査費に関する文書(9) |
| 教育委員会 | 212 | 職員の人事に関する文書(63)、教員採用試験問題等(41)、内部通報に係る文書(20) |
| 人事委員会 | 10 | 県職員採用試験問題等(10) |
| 選挙管理委員会 | 175 | 政治資金収支報告書に添付された領収書(150) |
| 収用委員会 | 16 | 不動産鑑定評価書等(16) |
| 公安委員会 | 6 | 放置違反金の納付命令に関する文書(3) |
| 警察本部長 | 1,273 | 検定遊技機の公示簿(333)、古物に関する文書(232)、公用車の運転日誌(203) |
| 合計 | 6,911 | |

(2) 県以外の第三者の情報の請求件数

個人、法人、市町村などの県以外の第三者の情報を含む行政文書については、公開・非公開の判断を慎重に行うために、諾否の決定に当たって第三者に意見書の提出を求めるなどの調査を行うことができ、また、公開する場合はその旨を第三者に告知することとしています。

平成23年度の第三者情報を含む行政文書の公開請求件数は5,181件で、全体の75%を占めました。このうち、条例第12条に基づく意見書提出機会付与などの調査を行ったものは139件、告知を行ったものは10件です(表-8)。

(表一七) 行政文書公開請求件数の第三者情報に対する処理状況

(単位：件)

| 区 分 | 58～18 年度 | 19 年度 | 20 年度 | 21 年度 | 22 年度 | 23 年度 | 計 |
|----------|-------------|--------|-------|--------|-------|-------|---------|
| 第三者情報の件数 | 66,555 | 16,575 | 9,407 | 10,742 | 4,902 | 5,181 | 113,362 |
| 調 査 件 数 | 6,297 | 1,636 | 96 | 255 | 309 | 139 | 8,732 |
| 告 知 件 数 | 7,594 | 1,477 | 42 | 23 | 46 | 10 | 9,192 |

(3) 請求に対する処理の状況

6,911 件の請求に対する諾否の決定状況は、全部を公開したものが 2,210 件、一部を公開したものが 4,546 件、全部を非公開としたものは 155 件でした (表一八)。

非公開 155 件のうち、2 件は全部非公開によるもの、139 件は文書不存在によるもの、11 件は文書が存在しているかどうかを答えることができない存否応答拒否によるもの、3 件は却下によるものです。

請求件数のうち、全部を公開した割合は 32% (平成 22 年度 42.5%)、一部を公開した割合は 65.8% (同 55.2%)、全部を非公開とした割合は 2.2% (同 2.3%) となりました。

(表―8) 行政文書公開請求に対する処理状況

(単位：件)

| 年 度 | 処 理 状 況 | | | | | | | 合 計 |
|-------|---------|---------|-------|---------|-------|-------|------|---------|
| | 公 開 | 一 部 公 開 | 非 公 開 | 小 計 | 不 存 在 | 存 否 | 却 下 | |
| 58 年度 | 212 | 44 | 12 | 268 | | | (6) | 268 |
| 59 年度 | 359 | 73 | 24 | 456 | | | — | 456 |
| 60 年度 | 390 | 86 | 8 | 484 | | | — | 484 |
| 61 年度 | 1,212 | 70 | 25 | 1,307 | | | — | 1,307 |
| 62 年度 | 248 | 121 | 114 | 483 | | | — | 483 |
| 63 年度 | 370 | 160 | 236 | 766 | | | — | 766 |
| 元年度 | 401 | 58 | 23 | 482 | | | — | 482 |
| 2 年度 | 2,751 | 214 | 90 | 3,055 | | | — | 3,055 |
| 3 年度 | 918 | 191 | 99 | 1,208 | | | — | 1,208 |
| 4 年度 | 2,956 | 443 | 17 | 3,416 | | | — | 3,416 |
| 5 年度 | 906 | 353 | 35 | 1,294 | | | — | 1,294 |
| 6 年度 | 965 | 860 | 16 | 1,841 | | | — | 1,841 |
| 7 年度 | 848 | 9,464 | 180 | 10,492 | | | — | 10,492 |
| 8 年度 | 3,244 | 2,141 | 226 | 5,611 | | | — | 5,611 |
| 9 年度 | 3,208 | 2,983 | 90 | 6,281 | | | — | 6,281 |
| 10 年度 | 3,936 | 1,823 | 64 | 5,823 | | | — | 5,823 |
| 11 年度 | 1,629 | 1,157 | 403 | 3,189 | | | — | 3,189 |
| 12 年度 | 2,376 | 3,927 | 220 | 6,523 | (163) | (3) | (6) | 6,523 |
| 13 年度 | 1,079 | 3,558 | 171 | 4,808 | (152) | (3) | (4) | 4,808 |
| 14 年度 | 2,086 | 3,698 | 473 | 6,257 | (459) | (3) | (2) | 6,257 |
| 15 年度 | 2,652 | 2,260 | 437 | 5,349 | (318) | (3) | (8) | 5,349 |
| 16 年度 | 4,061 | 2,602 | 290 | 6,953 | (225) | (4) | (13) | 6,953 |
| 17 年度 | 14,296 | 8,004 | 446 | 22,746 | (415) | (5) | (3) | 22,746 |
| 18 年度 | 11,696 | 3,557 | 396 | 15,649 | (364) | (5) | — | 15,649 |
| 19 年度 | 9,529 | 10,431 | 1,153 | 21,113 | (785) | (356) | (2) | 21,113 |
| 20 年度 | 10,414 | 3,707 | 247 | 14,368 | (231) | (2) | — | 14,368 |
| 21 年度 | 11,479 | 3,557 | 220 | 15,256 | (197) | (8) | (5) | 15,256 |
| 22 年度 | 3,268 | 4,247 | 180 | 7,695 | (157) | (11) | (6) | 7,695 |
| 23 年度 | 2,210 | 4,546 | 155 | 6,911 | (139) | (11) | (3) | 6,911 |
| | 32.0% | 65.8% | 2.2% | 100.0% | | | | |
| 計 | 99,699 | 74,335 | 6,050 | 180,084 | 3,605 | 414 | 58 | 180,084 |
| 構成比 | 55.4% | 41.3% | 3.4% | 100.0% | — | — | — | |

(4) 非公開情報の内訳

一部公開又は非公開とされたものの非公開理由を条例第5条の「非公開情報」別に見ると、一つの情報が複数の非公開情報に該当する場合もあり、平成23年度は延べ8,183項に該当しています。この中で特定の個人が識別される情報、すなわち個人に関する情報（第1号）が4,030項で最も多く、非公開情報全体の49.2%を占めています。次いで、法人の生産技術上・販売上のノウハウなどの法人等に関する情報（第2号）該当が3,391項、職員の人事管理に係る情報などの事務等に関する情報（第4号）該当が482項、犯罪の予防、鎮圧、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障

を及ぼすおそれがある情報（第6号）該当が277項となりこれら四種の非公開情報の合計で全体の99.9%を占めました。（表－9）

（表－9）非公開（一部公開を含む）情報の非公開理由別内訳 （単位：件）

| 非公開情報の類型 | 58～18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 合計 |
|-----------------------|---------|--------|-------|-------|-------|-------|---------|
| 1号 個人に関する情報 | 43,279 | 9,692 | 3,243 | 3,149 | 3,663 | 4,030 | 67,056 |
| 2号 法人等に関する情報 | 22,442 | 4,157 | 1,767 | 1,700 | 2,335 | 3,391 | 35,792 |
| 3号 審議等に関する情報 | 1,106 | 19 | 8 | 10 | — | — | 1,143 |
| 4号 事務等に関する情報 | 12,980 | 762 | 476 | 350 | 652 | 482 | 15,702 |
| 5号 任意に提供された情報 | 60 | 4 | 14 | 1 | 9 | 2 | 90 |
| 6号 犯罪の予防等に関する情報 | 4,143 | 257 | 358 | 138 | 305 | 277 | 5,478 |
| 7号 法令等の規定による情報 | 591 | 362 | 5 | 11 | 2 | 1 | 972 |
| （旧条例3号）国等からの依頼等に関する情報 | 131 | — | — | — | — | — | 131 |
| 計 | 84,732 | 15,253 | 5,871 | 5,359 | 6,966 | 8,183 | 126,364 |

（5） 諾否決定に対する不服申立て

平成23年度は、諾否決定に対する不服申立てに係る神奈川県情報公開審査会への諮問は、11件あり、前年度（12件）と比べて減少しました。内容は、（表－11）の諮問第615号から諮問第625号までに記載のとおりです。

また、審査会では「Ⅲ 情報公開審査会の開催状況」に掲載のとおり審議を行い、前年度までに不服申立てがあり、審議中であった案件を含め12件について答申が出されました。判断の内容は、「不服申立人主張否認」が9件、「不服申立人主張一部認容」が0件、「不服申立人主張全部認容」が3件となっています。

今までの答申567件に係る審議回数は、平均3.9回、諮問から答申までの日数は、平均470日となっています。平成23年度に答申があった案件について、平均審議回数は4回であり、また、指名委員による意見聴取の活用や類似案件の一括審議など答申の早期化を図り、諮問から答申までの平均日数は271.8日となっています。

（表－10）制度発足以降の行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立て件数

| 不服申立て （諮問）件数 | 情報公開審査会 | | | | 決定 件数 |
|-----------------|---------|-----|----|-----|----------|
| | 答申件数 | 取下げ | 中断 | 係属中 | |
| 625件 | 567件 | 49件 | 3件 | 6件 | 566件 |

※ 決定件数には、答申されたものの事情により決定不要となったものを含む。

※ 諮問第278号、第284号及び第287号については、不服申立人からの申出により審議が中断されています。